

## (仮称) HOKA7太陽光発電事業 計画段階環境配慮書に対する質問事項及び事業者回答

## 1. 全体に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
1-1		前倒し調査	1次	本事業に関し、アセス手続き迅速化等を目的とし、環境に関する前倒し調査を実施している又は実施を検討している場合、環境要素ごとに調査の実施時期や内容をご教示ください。	前倒し調査は、2023年11月から希少猛禽類を対象とした鳥類調査（2営業期）を実施しております。調査方法や地点等に関しては、現地における基礎情報が少ないため、数回実施したうえで鳥類専門家（猛禽類）へヒアリングを実施する予定としております。上記以外の環境影響評価手続きに該当する項目については、方法書以降に現地調査を行う計画としており、具体的な調査時期や内容についても今後調整する予定でございます。
1-2		図書の公表	1次	図書の公表に当たっては、広く環境保全の観点から意見を求められるよう、印刷可能な状態にすることや法に基づく縦覧期間終了後も継続して公表することにより、利便性の向上に努めることが重要と考えますが、次の事項について事業者の見解をご教示ください。 ①配慮書のインターネットでの公表において、印刷・ダウンロードを可能としているか、また、そのような対応としている理由。 ②配慮書のインターネットでの公表期間について、縦覧期間終了後も閲覧可能としているか、また、そのような対応としている理由。	①現時点では印刷・ダウンロードは不可の設定としております。事業者として意図しない公表データの利用を防ぐ目的で設定しているほか、他事例も参考に対応を検討したのになります。 ②公表期間は法定の公表期間に基づき1ヶ月としており、縦覧期間終了後は閲覧ができないように設定する予定でございます。対応の理由としても、①と同様になります。
1-3		相互理解促進	1次	関係自治体や住民の事業への理解を得るために、積極的な情報提供が必要と考えますが、現時点で事業者が考える相互理解の促進方法をご教示ください。	現時点では、釧路市音別町行政センター様との調整の結果、配慮書の縦覧期間中に住民説明会を開催する予定でございます（12/19(火)に音別町コミュニティセンターにて15時・18時の2回に分けて実施）。また、事業実施想定区域周辺の住民の皆様には個別にご挨拶並びに事業に関するご説明等を行っております。今後も関係自治体様や住民の皆様への情報提供を図っていきたく考えており、具体的な方法についてはその都度ご相談させていただきながら進めていく予定でございます。

## 2. 「第2章 第一種事業の目的及び内容」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-1	2-1	2.1第一種事業の目的及び内容	1次	「地元自治体などと連携を図り、地域との共生を念頭においた事業として進める」とのことですが、具体的にどのような取組を想定されているかについて、ご教示ください。	具体的な内容については災害時の非常用電源としての利用等を想定しておりますが、今後関係する自治体様との協議のうえ、意向も踏まえた内容を検討進めたいと考えております。
2-2	2-7 2-9	2) 日射量や積雪条件の確認 6) 事業実施想定区域等の設定	1次	①平均全天日射量の目安を12.3MJ/m <sup>2</sup> とした理由を伺います。 ②年最深積雪の目安を36cmとした理由を伺います。	①別添2-2(1)として追加したアメダスの「メッシュ平年値2020」より、道内における全天日射量は道東方面や道央方面で比較的高い値が示されています。これらのエリアの数値として、アメダスの過去30年（1991～2020）の平均値（単位はいずれもMJ/m <sup>2</sup> ）を算出した結果、帯広12.7、網走12.5、札幌12.3となっていることから、札幌の12.3を目安として考えました。 ②①と同様に別添2-2(2)として追加したアメダスの「メッシュ平年値2020」より、道内における最深積雪は道東や道央方面で比較的低い値が示されています。これらのエリアの数値として、アメダスの過去30年（1991～2020）の平均値（単位はいずれもcm）を算出した結果、浦河19.3、苫小牧31.5、釧路35.7となっていることから、釧路の35.7を36を目安として考えました。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-3	2-9	6)事業実施想定区域等の設定	1次	<p>①「区域の設定では、年間を通じ日射量が確保でき、かつ積雪の少なさや太陽電池発電の運営に必要な社会インフラ（特に系統連系）が存在する場所であること、加えて、市街地や学校、医療機関等の環境保全上流いが必要な施設等から離れた場所であり、土砂災害警戒区域等の指定もないこと等の条件から選定した」と記載されています。</p> <p>一方で、図2.2-8では、区域内及びその周辺に保安林や重要湿地が偏在していることが確認されている中で本区域が設定されています。これらについては、区域の検討手法において「法令等の制約を受ける場所」として確認したとされていますが、確認の結果はどのように区域の検討に活かされたのかお示しください。</p> <p>②事業実施区域の大部分が防霧保安林であり、一部重要湿地が含まれていることについて、「環境影響の回避又は低減を行うことを前提」として区域から除外していないことは、「各種条件により事業実施想定区域の絞り込みを行った」とする説明と矛盾があるのではないのでしょうか。事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>①各種条件を確認したうえで、「法令等の制約を受ける場所」に該当する保安林は、保安林制度の中で「立木の伐採や土地の形質の変更行為等を制限することにより、その森林の適切な保全と森林施業を確保する制度」とされており、併せて、関係機関への保安林交換申請も同時に進めていることから、他条件よりも優先度を下げた形で検討いたしました。</p> <p>また、重要湿地は明確に範囲が明示されておらず、法令による開発等の規制はありませんが、今後、影響を可能な限り軽減する計画を検討する必要があることから、馬主来沼の周辺に分布している湿地を「生物多様性センターShapeデータダウンロード（湿地）」に示されている範囲を掲載しました。</p> <p>②①と同じく、防霧保安林は交換申請による手続きを進めることで（敷地内の開発面積の確定後、その面積と同等もしくはそれ以上の近隣の土地を交換するというところで協議中）、事業実施が可能と判断しているほか、重要湿地につきましても法令上の規制がないことから、区域の絞り込みを行った結果として整理しております。</p> <p>ただし、各専門家の皆様からも重要湿地を取り巻く生態系に関して、ご助言等いただいておりますので、その点に関する配慮等を今後の計画にも反映していく方針としております。</p>
2-4	2-16	図2.2-7検討対象エリアの環境保全上留意が必要な施設等	1次	<p>①馬主来自然公園について点で示されていますが、一般に公園は面的な広さを有しているものと考えます。馬主来自然公園について、環境保全上留意が必要な範囲をどのように考えられているのかについて、ご教示ください。</p> <p>②「建物等」と「住宅等」はどのように区別されているのかをご教示ください。</p>	<p>①馬主来自然公園に関する情報として、範囲を示す情報が各種文献等から得られなかったため、点での記載としております。管理する白糠町には範囲を確認しておりませんでしたので、方法書段階で確認しその結果を記載いたします。環境保全上留意が必要な範囲は、主に利活用が確認される範囲を対象として考えております。</p> <p>②「建物等」は基盤地図情報ダウンロードサービスの「建築物の外周線」を引用しており、住居だけでなく、倉庫や納屋、各種建物とされるものがすべて記されております。このため、環境保全上留意が必要な場所及び住宅等における「住宅等」は居住等（現地に居住していると判断したものの、当該住居に居住しているか詳細まで確定できない）が確認される建物を対象に整理しております。</p>
2-5	2-21	5 複数案の設定について	1次	<p>①1案について、「太陽電池の設置幅を狭めることで、改変面積を小さくした計画」とされています。他の条件が変わらないのであれば、改変面積は可能な限り小さくした方が環境影響についても小さくなるかと考えられますが、太陽電池の設置幅が狭くなることで生じる環境影響としてはどのようなものが想定されるのか、ご教示願います。</p> <p>②3案について、1～11案に比べて湿地帯の利用を避け、とありますが、P2-23を見る限りでは、ほかの案に比べてどの程度湿地帯の利用が減っているのかわかりません。なぜこの案が湿地帯の利用を避けた計画と言えるのか、詳しく説明願います。</p> <p>③複数案のいずれも重要湿地を含んでいますが、湿地を避けた計画としなかった理由についてご教示ください。</p> <p>④複数案のいずれも太陽電池配置検討エリアは事業実施想定区域の北東部に集中しており、国道38号からの離隔距離が大きくなると思われます。事業実施想定区域は、既存道路からの接続道路設置検討範囲を考慮して設定されているのか、事業者の見解をご教示ください。</p> <p>また、伐採樹木のチップ化等を行う施設を事業実施想定区域内に設置することも考慮されているのか、事業者の見解をご教示ください。</p> <p>⑤表2.2-3に記載されている「改変面積」とは、太陽電池配置検討エリアのみの面積であるのか、その他必要となる土地改変面積も含んでいるのかをご教示ください。</p> <p>⑥複数案のいずれも樹木の伐採が想定されますが、本事業の目的の一つである「地球温暖化防止を図る」ことと両立が可能であるか、事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>①太陽電池の設置幅が狭くなることで生じる環境影響は、現時点では特に想定しておりません。</p> <p>②湿地帯の利用の程度がわかるように湿地改変面積を別添2-5に記載いたしました。1案に比べて11案は湿地帯の改変面積が広い計画であるため、表2.2-3の3案の計画概要に記載した、「1～11案に比べて湿地帯の利用を避け」の記載を「11案に比べて湿地帯の利用を避け」に修正いたします。また、方法書の段階で上記の記載に修正いたします。</p> <p>③事業実施想定区域内には、防霧保安林が広く指定されているため、可能な限り樹林の改変面積及び切土・盛土による地形改変面積を小さくするため、湿地環境を含む平坦な区域に太陽光パネルを設置する計画を検討しました。</p> <p>④ご指摘のとおり、国道38号からの離隔距離が大きい状況ではございますが、事業実施想定区域は既存道路からの接続を考慮して設定しております。なお、配慮書では南側からの接続を記載しておりますが、現在町道を迂回する北側からの接続も視野に検討を進めております。</p> <p>また、伐採樹木のチップ化等を行う施設を事業実施想定区域内に設置する計画は、現時点では未定です。</p> <p>⑤表2.2-3に記載されている「改変面積」は、図面に示した1～11案までの太陽電池配置検討エリアのみの面積を示しております。</p> <p>⑥必要に応じて植林や木材のリサイクルを推進することで「地球温暖化防止を図る」こととの両立を目指します。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-6	2-24	1 発電設備の概要	1次	①太陽電池を設置する際にコンクリート基礎は用いるのでしょうか。 用いる場合はアルカリ排水について、下流の重要湿地に与える影響についてどのように考えているのか、伺います。 ②太陽電池パネルの設置高さは、積雪深よりも高い位置で計画されているのでしょうか。また、積雪深が太陽電池パネルの高さを超えた場合は、どのような対応を想定されているのでしょうか。	①太陽光パネルを設置する範囲の土質調査を今後実施する予定ですが、湿地の範囲は土壌改良を行って基礎を打つか、スクリューの杭を打つかの両案で検討中です。土壌改良を実施する場合は、柱状改良とし下流の重要湿地に与える影響を可能な限り小さくする方針です。 ②設置高さは、積雪深よりも高い位置で計画しております。積雪深が太陽光を超えた場合は、除雪をする予定としております。
2-6	2-26 2-34	1 工事計画の概要 5) 廃棄物	1次	建設残土の場外への搬出は行わないとのことですが、場内で処理することにより逆に隣接する重要湿地への影響は生じないでしょうか。	詳細な造成計画は今後対応することになりますが、一部の区域は盛土が必要になると考えております。盛土による重要湿地への影響をできるだけ軽減するよう、盛土する範囲や盛土高さについて、今後検討する予定です。
2-7	2-26	2 工事工程の概要	1次	積雪期には、施工可能な工事の内容が限定されると考えますが、冬季における工事の実施有無及び施工内容に対する事業者の見解をご教示ください。	工事スケジュールは今後の検討となりますが、冬季の工事は実施する予定です。施工内容は、環境影響評価手続きの完了時期、林地開発許可の取得時期を勘案し、冬季の施工が可能な工種を選定するため、現段階では未定です。
2-8	2-26	3 輸送計画	1次	資機材運搬ルートは国道38号を想定しているとのことですが、主にどの区間をルートとして使用予定なのか、現時点の想定をご教示願います。	現時点では、国道38号が資機材運搬ルートとして使用可能と判断しておりますが、具体的な区間までは検討が進んでおりません。 方法書の段階で、資機材運搬ルートの具体的な区間を掲載いたします。
2-9	2-29	5 調整池計画 6 排水計画	1次	2-27ページの太陽電池の配置計画案を見る限り、太陽電池は重要湿地に隣接した場所まで設置することから、重要湿地に影響を及ぼさない位置に調整池、沈砂池を配置する余地はないと見受けられますが、見解を伺います。	ご指摘のとおり重要湿地に隣接する場所まで太陽光パネルを配置する計画としておりますので、今後、造成計画や排水計画等を検討し、重要湿地への影響を可能な限り少なくするよう計画を見直して参ります。 方法書の段階において、上記の検討経緯を記載することといたします。
2-10	2-29	7 緑化計画	1次	現段階で想定している緑化の具体策を伺います。 なお、山林や湿地帯などの現況に即した計画とされているかが、わかる回答としてください。	山地では自生している種と同じ種で緑化を行うことを基本に考えております。また湿地においては、外来種の侵入や乾燥化が進行しないような緑化方法や配慮事項を検討いたします。
2-11	2-30 ~32	1 事業実施想定区域及びその周囲における他事業	1次	釧路音別太陽光発電所の位置について、EADASで確認された位置と航空写真等から判断される位置が異なっていることから、図2.2-15(1)と図2.2-15(2)で示された位置が異なっているものと解してよろしかったでしょうか。	ご指摘のとおり、EADAS上では概略位置を示したもので図2.2-15(1)に示した位置は発電設備の正確な位置を表したものではありません。航空写真及び現地を確認した結果、今回の事業実施想定区域から南東側に発電所が設置されておりましたので、その状況がわかるように図を分けて整理いたしました。
2-12	2-31	1 事業実施想定区域及びその周囲における他事業	1次	事業実施想定区域周囲で稼働中の他事業について、 ①他事業の情報を入手し、環境影響評価に反映することは有効であると考えますが、現在までの協議状況についてご教示願います。 ②今後他事業との環境影響の累積的影響の評価についてどのように対応していく予定かご教示願います。	①現在までに他事業に関する情報についてはEADASに掲載されている以上の情報は把握しておらず、協議等も実施しておりません。 ②配慮書段階で把握した他事業は既に供用が開始されており、事業実施想定区域から最短でも500m以上離れた区域に立地しています。累積的影響は、施設の稼働に伴う騒音が想定されますが、パワーコンディショナー等の騒音を発生させる可能性がある機器を他事業に最も近接した位置に設置したとしても騒音の距離減衰により（距離が2倍になると約6dB騒音が減少）影響はほとんどないと判断します。また、施設の設置（太陽光パネルの設置）による景観への影響も考えられますが、上記のとおり500m以上の離隔距離があり、間には樹林があることから、事業実施想定区域の周辺の主要な眺望点から一体として視認することはなく、影響はほとんどないと判断します。なお、今後、事業実施想定区域の周辺で他事業の実施が明らかになった場合は、他事業の工事実施時期等を踏まえ影響を検討すべき環境要素の有無を判断し、累積的影響の評価を実施する必要があるかを検討いたします。
2-13	2-33	2 環境保全に向けた配慮方針	1次	事業実施区域の一部が重要湿地と重複していますが、重要湿地の改変に対する配慮方針をご教示ください。	動植物の生息・生育情報に関わる現状を現地調査等により詳細に把握し、それらへの影響の程度を適切に予測したうえで、改変面積をできるだけ小さくするなどの配慮を検討いたします。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-14	2-36	維持管理計画	1次	<p>「湿地帯や馬主来沼等に影響を与えないよう、関係者と協議のうえで薬剤の使用を検討する。」との記載について、</p> <p>①「関係者」はどのような者を想定しているのか、ご教示願います。</p> <p>②いずれの設置案でも、湿性の区域での太陽光パネルの設置を予定しており、下流域への薬剤の流出をコントロールすることがそもそも可能なのか、事業者の見解をご教示願います。</p> <p>③関係者との協議に当たっては使用薬剤とその散布計画等について、事業者から提示する必要があると思われるのですが、それらについての具体的な想定はされているのか、伺います。</p>	<p>①「関係者」は周辺の地域住民や関係自治体、専門家等を想定しております。</p> <p>②パネルの配置計画も検討中の段階のため、薬剤使用に関する検討も今後進めてまいります。</p> <p>③②と同じく、今後の配置計画と併せて検討を進めてまいります。</p>

### 3. 「第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-1	3-19	図3.1-10 河川及び湖沼位置図	1次	<p>事業実施想定区域内に河川が流下していますが、河川区域及び河川保全区域の変更に対する事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>事業実施想定区域内を流下している河川は普通河川となりますが、今後河川管理者に河川区域及び河川保全区域の範囲を確認するとともに変更の可否を協議いたします。</p>
3-2	3-27	2 地質の状況	1次	<p>平成5年に白糠町馬主来地区では、沢地形での盛土箇所が崩壊したとこのことですが、</p> <p>①白糠町馬主来地区では過去に発生した地震によって沢地形での盛土箇所が崩壊しているとあり、どこで発生したものか、図内に示すことは可能でしょうか。</p> <p>また、発生した箇所の土壌・地質の状況について把握しているでしょうか。している場合はその種類をご教示願います。</p> <p>②本事業の太陽電池配置検討エリアは、馬主来川やウライニカル川に沿っており、同様の危険性が想定されるのではないのでしょうか。事業者の見解を伺います。なお、本事業では盛土を計画していることを踏まえてご回答ください。</p>	<p>①収集した文献には略図での記載となっており、詳細な地点が不明のため、図内に示すことができません。また、発生した箇所の土壌・地質の状況も詳細について記載がないため、把握できておりません。</p> <p>②今後、事業実施想定区域内で土質調査を実施し現況の地盤状況を把握した上で、盛土崩壊等の災害が発生しない対策等を策定する計画です。</p>
3-3	3-34	表3.1-20 重要な哺乳類一覧	1次	<p>文献調査では確認がされなかったようですが、近隣の5kmメッシュでは環境省により絶滅危惧II類とされているトウキョウトガリネズミの生息が確認されており、また、事業実施想定区には生息地と同様の環境が存在していると考えられます。この種に対する認識を伺います。</p>	<p>専門家へのヒアリング（動物：爬虫類・両生類）にて、トウキョウトガリネズミの生息可能性が指摘されているため、今後方法書作成時に本種への対策等も含めた検討を進めてまいります。</p>
3-4	3-56	図3.1-20 重要な植物群落位置図	1次	<p>事業実施想定区域内の広い範囲に植生自然度9、10の群落が生育しています。特にヨシクラスやハンノキ群落は、太陽電池配置検討エリアと広範囲にわたる重複がみられます。これらの群落が生育する範囲は原則変更を避けるべき部分ですが、当該部分に対する事業者の見解とともに、今後どのような環境保全措置を検討していくのかお示しください。</p>	<p>具体的な環境保全措置の検討につきましては、パネルの配置計画も検討中のため、今後検討する予定としております。また、今後の現地調査結果からも周辺に生息・生育する動植物を詳細に把握したうえで、専門家等からのご助言等も参考に検討を進めてまいります。</p>
3-5	3-57	表3.1-37 注目すべき生育地の選定基準	1次	<p>分類番号④は、記念保護樹木についても抽出する必要はないでしょうか。</p>	<p>方法書にて記念保護樹木について修正・追記いたします。なお、当該地周辺におきましては該当樹木は指定されていないことを確認しております。</p>
3-6	3-59	3 生態系の状況	1次	<p>①生態系の状況を把握するに当たり表3.1-39の文献の情報を収集したとされていますが、この節において保安林についての記載はありません。収集した情報はどのように利用されたのでしょうか。</p> <p>②また、保安林は公益目的を達成するために指定されているものであり、できるだけ変更を避けるべきと考えます。区域内の保安林は防霧保安林ですが、本保安林の保全対象と、今後どのような環境保全措置を検討していくのかお示しください。</p>	<p>①保安林の情報は、環境類型区分で樹林地に区分した範囲を設定するための位置情報として利用しました。なお、事業実施想定区域内に指定されている防霧保安林は、自然環境の保全を目的としたものではないため、動植物の生物に関する情報は考慮していません。</p> <p>②北海道HP（水産林務部）での防霧保安林は「森林がネットの役割を果たし、霧の移動を抑えて農作物の被害を抑え、見通しをよくすることにより自動車事故の発生を防ぎます。」と記載があることから、国道が保全対象と考えております。環境保全措置としても、できるだけ改変面積を抑え、その機能が維持されるようにパネルの配置計画の検討を進めてまいります。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-7	3-67	3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況	1次	①選定された主要な眺望点が1箇所、人と自然との触れ合いの活動の場が2箇所となっていますが、文献のみならず、ほかにも選定すべき対象がないか、地域の関係機関等にヒアリングする必要はないでしょうか。配慮書段階でのヒアリングの必要性について、事業者の見解をご教示ください。 ②また、方法書段階での主要な眺望点、主要な景観資源及び人と自然との触れ合いの活動の場のヒアリングの必要性について、事業者の見解をご教示ください。	①配慮書段階では、関係自治体に相談にうかがった際にパシクル自然公園は、景観に配慮すべき地点として留意する必要がある旨の助言を踏まえ、主要眺望地点として選定しました。また、その他文献等から得られた情報で概ね把握できていると判断しております。なお、方法書の作成段階でも、他にも選定すべき対象箇所がないか改めて関係自治体へのヒアリングや地元住民等からのご意見を収集し、その結果を記載いたします。 ②関係自治体へのヒアリングや地域住民等からの意見内容によって追加箇所が必要となった場合は、方法書の段階で主要な眺望点、主要な景観資源及び人と自然との触れ合いの活動の場の選定結果を記載いたします。
3-8	3-84	2用途地域の状況	1次	事業実施想定区域及びその周囲における都市計画区域の有無をご教示ください。また、都市計画区域がある場合には、その範囲を図示してください。	事業実施想定区域及びその周囲は都市計画区域に該当しておりませんでした。
3-9	3-85	2)地下水の利用状況	1次	事業実施想定区域の周囲に住居等が存在しています。飲用井戸の利用がある場合には配慮が必要と考えますが、飲用井戸の有無についての確認状況、及び配慮に対する事業者の見解をご教示ください。 なお、配慮書段階では確認されていない場合には、今後の確認予定について事業者の見解をご教示ください。	配慮書段階では確認できていないため、今後確認等を進めてまいります。
3-10	3-92	図3.2-8 環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況	1次	おんべつ学園と事業実施想定区域の間に「建物等」があるとされています。この「建物等」は、どのような施設なのかをご教示ください。	確認したところ、元々「学校法人東日本学園大学（現・東日本学園）」だったようで、現在は「日栄総合技術専門学校」との記載がございます。現在、これらの敷地には立入ができない状況となっています。
3-11	3-95、96	図3.2-9 産業廃棄物処理施設の分布状況	1次	①3-95ページにて、『産業廃棄物の中間処理及び最終処分場の施設を表3.2-16及び図3.2-9に示す』とありますが、図では施設の位置が示されているのみで、中間処理施設と最終処分場の区別ができないので、修正してください。 ②出典データは平成24年度のものですが、事業実施の際には、その時点で稼働している施設の所在を把握する必要が生じると考えます。直近データの把握の必要性、及び今後どのように把握することを想定されているのかについて、事業者の見解をご教示ください。	①別添3-11として、中間処理施設と最終処分場を区別した図面を作成しました。なお、下記②のとおり方法書の段階では最新の施設情報を把握した結果を記載いたします。 ②産業廃棄物処理施設の設置場所は、公益社団法人北海道産業資源循環協会のHP上の会員名簿に掲載されている施設情報を基に方法書に記載いたします。また、北海道環境保全局循環型社会推進課がホームページに掲載している産業廃棄物処理業者名簿に掲載されており、上記協会の会員となっていない会社がある場合は、北海道環境保全局循環型社会推進課へ確認し施設情報を方法書に記載いたします。
3-12	3-121～123	(5)釧路市自然と共生する太陽光発電施設に関するガイドライン	1次	事業実施想定区域と太陽光発電施設を設置するのに適当でないエリアである保安林が重複していますが、保安林を含む区域を事業実施区域とした理由、及びガイドラインとの整合に係る釧路市との協議状況について、ご教示ください。 なお、ガイドラインでは適切でないエリアに該当する場合は計画の中止を含めた抜本的な見直しを求めていることを踏まえて回答願います。	パネル配置図確定後、林地開発申請と同時に釧路市産業振興部農林課へ、保安林の交換を提出するという事前協議を行っております。 保安林の一部では伐採されている区域もあり、そのことは釧路市も把握済みです。保安林の一部に伐採された区域があることから、保安林としての機能が低下している土地と認識しています。本事業では、事業実施想定区域全体に太陽光パネルを設置することはなく、約1/4程度にパネルを設置する計画ですので、約3/4の森林は現状のままとなります。
3-13	3-131	表3.2-45 関係法令等による規制状況のまとめ	1次	北海道自然環境保全指針（すぐれた自然地域）に該当するとのことですが、その地域の位置や内容が図書では把握できないので、該当状況を具体的に教示願います。	すぐれた自然地域は、北海道自然環境保全指針の中で記載されており、道東圏域のNo. 36に馬主来沼が指定されています。

4. 「第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-1	4-3	表4.1.2 計画段階配慮事項として選定・非選定とする理由【騒音】	1次	①現時点で保全対象に影響が発生する可能性を棄却できないのであれば、計画段階配慮事項として設定し、影響について調査、予測、評価を行う必要があるのではないのでしょうか。事業者の見解を伺います。 ②非選定の理由として、「発生源を住宅等から離すよう配置する等の対応をする」としてはありますが、重大な影響が生じないような対応として具体的にどのような対応が検討対象となるのかをご教示ください。また、回答にあたっては、そのように判断される根拠もあわせてお示しいただき、重大な影響が生じないと判断される理由を明確にしてください。	①保全対象に影響が発生する可能性があることは否めませんが、実行可能な環境保全措置として騒音の発生源となるパワーコンディショナーは住居から可能な限り離れた場所に設置することを今後の計画・設計を進める中で検討すること、また、事業実施想定区域に最も近い住居までは約200mの距離があり、騒音の距離減衰により影響が軽減されることから、施設の稼働に伴う騒音の影響の回避又は低減は可能と判断しました。なお、方法書の段階で施設の稼働に伴う騒音の影響が想定される場合は、環境影響評価の項目として選定し調査、予測、評価の手法を明らかにします。 ②騒音の発生源としてはパワーコンディショナーの稼働を想定しており、それらを住宅等の保全対象施設から可能な限り距離を確保することを検討いたします。
4-2	4-3	表4.1.2 計画段階配慮事項として選定・非選定とする理由【水質】	1次	①現時点で保全対象に影響が発生する可能性を棄却できないのであれば、計画段階配慮事項として設定し、影響について調査、予測、評価を行う必要があるのではないのでしょうか。第2章の調整池計画及び排水計画を見る限り、現段階で影響を与えないと判断することは出来ませんが、事業者の見解を伺います。 ②「周囲で水利用が想定される」とは、具体的にどのような水利用を指しているのかをご教示ください。 ③濁水防止を行うとのことですが、重大な影響が生じないような対応として、具体的にどのような対応が検討対象となるのか、山林と湿地帯それぞれについてご教示ください。また、回答にあたっては、そのように判断される根拠もあわせてお示しいただき、重大な影響が生じないと判断される理由を明確にしてください。	①保全対象に影響が発生する可能性があることは否めませんが、実行可能な環境保全措置として下記の③に示す施設整備後の濁水流出対策を今後の計画・設計を進める中で検討することから、地形変化及び施設の存在に伴う水質への影響の回避又は低減は可能と判断しました。なお、方法書の段階で地形変化及び施設の存在に伴う水質への影響が想定される場合は、環境影響評価の項目として選定し調査、予測、評価の手法を明らかにします。 ②井戸水や農業用水としての利用などを指しております。 ③本事業では、施設整備後において事業実施想定区域内の山林及び湿地帯から発生する濁水を貯留し、事業実施想定区域外の湿地帯への濁水流入を防止するため、以下の対策を実施する計画です。 ・施設整備後の雨水排水量が現況の雨水流出量と同等となるよう調整池を設置 ・調整池には、計画堆砂位より高い位置にオリフィス（常時水が流れる孔）を設置し、土砂等を沈殿させた後に放流 ・オリフィスの前面にはスクリーンを設置し土砂以外のごみ等の流入を防止 ・調整池内に堆積した土砂は、定期的な浚渫等による除去等を行い適切に管理 なお、調整池の設置箇所は、今後検討し決定する予定ですが、上記の濁水防止対策の実施により事業実施想定区域外の湿地帯へ事業実施想定区域内から発生する濁水の直接流出を防止することにより重大な影響は回避可能と判断しています。
4-3	4-3	表4.1.2 計画段階配慮事項として選定・非選定とする理由【土地の安定性】	1次	①非選定の理由について、「事業実施区域の周囲」とは具体的にどの程度の範囲なのか、第3章の資料収集の範囲との整合性も含めてご説明願います。また、環境省の太陽光発電の環境配慮ガイドラインにおいて、「切土・盛土を含む土地造成を行う」場合や、「森林を伐採する」場合については土地の安定性について十分な検討が必要とされていることを踏まえ、計画段階配慮事項として設定し、影響について調査、予測、評価を行う必要があるのではないのでしょうか。事業者の見解を伺います。 ②事業実施にあたっては、事業実施想定区域の土地の地盤の強度や傾斜等が太陽光パネルを設置しても問題ないものであるかを調べる必要があるのではないかと考えますが、今後の調査方針について、事業者の見解をご教示ください。	①「事業実施区域の周囲」は具体的には1:50,000の図面の範囲に示される範囲を示しております。現時点では、極力土地の造成や森林伐採を行わない方針としていますが、太陽光パネル等を設置する範囲の造成計画までは検討していないことから、非選定といたしました。なお、今後の造成計画では、森林の伐採範囲や切土・盛土の量等を含め、林地開発許可申請の中で災害発生を防止するための設計を進める予定としているため、方法書の段階で地形変化及び施設の存在に伴う土地の安定性への影響が想定される場合は、環境影響評価の項目として選定し調査、予測、評価の手法を明らかにします。 ②ご指摘の通り、地盤強度や地質条件等も今後の詳細調査にて把握し、実施にむけた検討を進めてまいります。
4-4	4-3	表4.1.2 計画段階配慮事項として選定・非選定とする理由【廃棄物等】	1次	経済産業省の発電所に係る環境影響評価の手引では、「事業終了後に建造物の撤去または廃棄が行われることが予定されている場合、産業廃棄物の発生が想定されることから、参考項目として設定する。」とされています。発生する産業廃棄物について、他法令に沿った処理を行うことは当然であり、非選定とする理由にはならないと考えますが、事業者の見解を伺います。	配慮書の段階では、太陽光パネルの設置範囲を複数案検討しているレベルであり、設置する太陽光パネルの種類や架台の構造等も未定の状況のため、発生する産業廃棄物の種類や量を算定することができません。今後、太陽光パネルの種類、架台の構造、パワーコンディショナーの設置台数等を検討し、方法書の段階で地形変化及び施設の存在に伴う産業廃棄物を環境影響評価の項目として選定し、法令に基づく適正処理を行うことに加え、調査、予測、評価の手法を明らかにします。
4-5	4-8	1) 調査項目【反射光】	1次	太陽電池配置検討エリアから最も近い住宅等が約200mの位置に存在していますが、JR根室本線が最も近いところでほぼ同距離に通っています。調査対象としなかった理由を伺います。	本来であれば調査対象として「鉄道」となるJR根室本線も記載すべきでした。方法書の段階で、調査対象として追記・修正し、整理いたします。なお、JR根室本線の最も近い場所としてはIII案の最南東端の場所で約280mの距離になります。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-6	4-8	3)調査地域【反射光】	1次	反射光が確認できる距離について、垂直視野角を参考としていますが、構造物の輪郭がはっきり見えるかどうかや、圧迫感があるかどうかといった指標と、パネルに反射した光が到達する範囲に因果関係はあるのでしょうか。	視野状況に関する指標と反射光の到達範囲に関する因果関係については把握しておりません。なお、反射光の到達範囲については、パネルの配置計画が確定したうえで改めてシミュレーション等による検討を進める予定で、配慮書では過去の事例を参考に垂直視野角での整理といたしました。
4-7	4-15	2)評価結果【反射光】	1次	①複数案の中では1案の改変面積が最も小さく、影響が小さいと評価されていますが、1案は最もパネルが密集する計画でもあります。パネルの設置範囲は確かに小さくなり、それに伴ってパネルを視認できる範囲が狭くなるという理屈は理解できますが、パネルが密集することで、反射される光が強くなり、一部地域にはより強い影響が生じる可能性や、より遠くまで光が届くようになる可能性はないのでしょうか。 ②1案が改変面積が少ないため反射光による影響が小さいと評価していますが、1～11案のいずれも近接する住宅等からの距離は変わらないことから、1案が最も影響が少ないとは言い切れないのではないかと考えますが、事業者の見解を伺います。 ③今後の留意事項として、1案～11案以外に、太陽光パネルの配置を検討することは挙げられていませんが、検討が不要であると判断されている理由をご教示ください。	①本事業で設置する発電所の出力は、1案～11案ともに49,900kW程度（交流）、65,000kW程度（直流）の計画です。詳細は今後検討する予定ですが、上記の発電出力を確保するため、1案は11案又は13案より設置面積が小さいことから、1枚当りの出力が大きい太陽光パネルを設置することとなります。また、11案又は13案は、1案に比べ設置面積が大きいことから、太陽光パネル1枚当りの出力は1案より小さいものを設置することとなります。1案～11案ともに採用する太陽光パネルは今後決定することとしているため、現段階で各案の太陽光パネルの設置枚数や密度は決定しておりません。以上のような検討状況を踏まえ、配慮書では太陽光パネルの設置面積が最も小さい1案が影響は小さいと評価しました。 ②ご指摘の通り、1～11案のいずれも近接する住宅等からの距離は変わりませんが、1案が太陽光パネルを敷設する面積が最も少ないことを勘案し評価いたしました。 ③配慮書段階では、1案～11案を基本とした留意事項を記載しました。方法書の段階で、1案～11案を基本としつつ、より影響が最小となる配置計画を検討する旨を記載いたします。
4-8	4-18～21	表4.3-7～12 文献その他の資料等で確認された重要な種	1次	事業実施想定区域における動物の生息環境区分が、対象種の利用環境に関する知見から適切とはいえない箇所があります。たとえば、ミサゴ、オジロワシ、オオワシについて本図書では、「河川（・湖沼）」を主な生息環境としていますが、これらの鳥類は営巣地やねぐら、休息場として森林を利用することから、森林についても主な生息環境として加える必要があると考えられます。上記の鳥類種および複数の環境を利用するその他の動物種についても、同様に、適切な生息環境区分に分類する必要があると考えますが、事業者の見解をお示しください。	P4-39の表4.3-18にて代表環境別の区分をするため、あくまで各種の代表環境として整理いたしました。今後作成する環境影響評価図書では、複数の環境を利用する種については、それぞれの生息環境に及ぼす影響について考慮し、適切に予測及び評価を実施します。
4-9	4-29 4-33	(3)専門家等へのヒアリング	1次	収集した文献から情報は得られていませんが、は虫類、両生類の専門家から、トウキョウトガリネズミの生息についての指摘があるなど、事業実施想定区域の周辺はトウキョウトガリネズミが生息している箇所が存在する可能性があると考えられます。ヒアリングを行った哺乳類の専門家は主にコウモリ類についての知見をお持ちの方かと思われませんが、トガリネズミ科に関する専門家からヒアリングを実施する必要性について、事業者の見解をお示しください。	今回対応いただきました爬虫類・両生類の専門家の方も当該地域におけるトガリネズミの生息情報に精通されているため、今後の調査計画については改めて同専門家の方へヒアリングを実施する予定としております。
4-10	4-29 4-30 4-33 4-34	(3)専門家等へのヒアリング結果概要	1次	いずれの専門家も湿地環境における生物多様性について意見しており、より慎重な調査や検討が求められています。当該地域において事業を実施することに対する事業者の生物多様性保全の認識についてご教示願います。	事業実施想定区域は、「慎重な調査や検討が求められる」場所に計画していますが、今後実施する各種調査結果を踏まえ、生物多様性の保全を実行可能な範囲で確保することで、事業の実施は可能と判断しています。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-11	4-29 ~34 4-52	専門家等へのヒアリング	1次	<p>①事業者の対応に具体性がありません。専門家から聴取した意見について、どのように配慮書に反映したのか、また反映していない意見についてはその理由をお示しください。</p> <p>②また、文献として専門家から提示のあった「北海道東部鳥類目録」、「釧路昆虫同好会」、「北海道外来植物便覧」、「北海道のシダ入門図鑑」について、配慮書において反映する必要があったと考えます。速やかに文献を確認し、配慮書から漏れた重要種にどのようなものがあるか、お示しください。</p> <p>また、「北海道の鳥類目録」は「北海道鳥類データベース・藤巻版」と同じものですか。合わせてご教示願います。</p> <p>③その他、専門家からシマフクロウ、ハマシギ、クイナ類、キタサンショウウオ、ニホンザリガ二等の生息可能性についての指摘がありますが、これらについて図書に反映する必要はないのでしょうか。事業者の見解を伺います。</p>	<p>①現地での生息・生育がすでに確認されている種については確認種リストに盛り込んでおりますが、可能性がある場合の情報については、方法書に掲載いたします。また、他専門家へのヒアリングや関係文献については、方法書以降の手続きにて対応を進めてまいります。</p> <p>②ご指摘いただいた文献に示されている種のうち、重要種に該当する種については現在精査中です。「北海道の鳥類目録」は「北海道鳥類データベース・藤巻版」と同じものになります。</p> <p>③①にも記載した通り、ご指摘いただいた種はいずれも生息の可能性があるので、配慮書にはヒアリング記録として記載し、方法書以降の手続きにて掲載する予定としております。</p>
4-12	4-31	表4.3-15 専門家等へのヒアリング結果概要（鳥類）	1次	<p>アイヌに関連する専門家や魚類の専門家へのヒアリングの実施について意見がありますが、今後、これらの専門家にヒアリングを実施する予定はあるでしょうか。ある場合はどの段階までに実施するのか、しない場合はその理由についてご教示願います。</p>	<p>アイヌに関連する専門家並びに魚類の専門家へのヒアリングを実施し、方法書にその結果を記載いたします。</p>
4-13	4-39	重要な種への予測結果	1次	<p>P4-18では、主な生息環境として「草原・森林」と整理されていたカラフトアカネズミやハントウアカネズミが、草地のみを主な生息環境として整理されているなど、複数の環境を利用する種の生息環境が正確に反映されていません。「※2.生息環境の区分については、対象種の代表環境として整理した」とのことですが、複数の環境を利用する動物種について、代表環境に限らず、全ての生息環境を対象として影響の予測を実施すべきと考えますが、事業者の見解をお示しください。</p>	<p>今後作成する環境影響評価図書では、複数の環境を利用する種については、それぞれの生息環境に及ぼす影響について考慮し、適切に予測及び評価を実施します。</p>
4-14	4-72	表4.3-36(1) 景観資源の改変の程度の予測結果	1次	<p>湖沼の馬主来沼について、予測結果の欄が空欄となっておりますので、予測結果をお示しください。</p>	<p>低層湿原の予測結果（直接的な改変はない）の内容と同じになります。方法書以降の手続きにて、修正・追記いたします。</p>
4-15	4-77	2) 評価結果【景観】	1次	<p>主要な眺望景観については今後の手続きにより重大な環境影響の回避又は低減が将来的に可能としていますが、景観資源の直接改変については1案の改変面積が最も小さいことしか記載されていません。影響が生じる可能性があるのであれば、方法書以降における回避・低減策を示す必要があると考えますが、事業者の見解をご教示願います。</p>	<p>景観資源の直接改変による影響を可能な限り低減することを念頭におき、太陽光パネルやその他管理用道路等の配置検討を進める方針です。</p> <p>上記の検討の経緯は、方法書に記載いたします。</p>
4-16	4-84 ~86	表4.4-1 環境影響が考えられる項目についての評価の結果	1次	<p>I~III案を設定しているものの、すべての環境要素の評価結果で1案が最も影響が少ないと評価されていますが、それぞれの環境要素毎に、II案又はIII案になりうる場合について、事業者の見解を伺います。</p>	<p>II案又はIII案で検討中の面積がI案よりも広いことから、採用する太陽パネルの設置枚数や密度の調整が可能となることから、視覚的な影響要素である反射光や景観の面でI案よりも影響を低減できるような検討が可能であると考えております。</p>

## 5. その他に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
			1次		